

常任総務委員会要点記録

○開会日時 令和7年7月1日（火） 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1 番	村 上 祥 平 君	2 番	虫 明 弘 雄 君
3 番	長 沢 正 君	4 番	佐 藤 周 君
5 番	杉 本 一 彦 君	6 番	四 宮 和 彦 君

○欠 員 1名

○出席議員 11名

議 長	中 島 弘 道 君	副議長	青 木 敬 博 君
議 員	犬 飼 このり 君	議 員	重 岡 秀 子 君
〃	河 島 紀美恵 君	〃	杉 本 憲 也 君
〃	鈴 木 絢 子 君	〃	竹 本 力 哉 君
〃	篠 原 峰 子 君	〃	大 川 勝 弘 君
〃	宮 崎 雅 薫 君		

○説明のため出席した者 28名

企 画 部 長	近 持 剛 史 君
企 画 部 企 画 課 長	菊 地 貴 臣 君
同 秘 書 広 報 課 長	山 下 明 子 君
同 職 員 課 長	小 澤 剛 君
同 デ ジ タ ル 政 策 課 長	小 林 和 昭 君
理 事	中 谷 祐 典 君
危機管理部長兼危機管理監	稲 葉 祐 人 君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉 崎 恭 之 君
総 務 部 長	木 村 光 男 君
総 務 部 次 長 兼 課 税 課 長	小 川 直 克 君
同 庶 務 課 長	鈴 木 康 之 君
同 財 政 課 長	肥 田 光 弘 君
同 資 産 経 営 課 長	久 津 間 知 治 君
同 収 納 課 長	大 川 雄 司 君
市 民 部 長	萩 原 智 世 子 君

市 民 部 市 民 課 長	近 藤 通 明 君
同 環 境 課 長	草 嶋 耕 平 君
同 保 険 年 金 課 長	渡 辺 拓 哉 君
健 康 福 祉 部 長	松 下 義 己 君
健康福祉部健康推進課長	齋 藤 修 君
観 光 経 済 部 長	小 川 真 弘 君
建 設 部 長	高 田 郁 雄 君
建設部次長兼建設課長	山 田 昌 弘 君
会計管理者兼会計課長	稲 葉 育 子 君
上 下 水 道 部 長	稲 葉 信 洋 君
教育委員会事務局教育部長	西 川 豪 紀 君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉 山 宏 生 君
監 査 委 員 事 務 局 長	福 田 由 里 亜 君

○出席議会事務局職員 4名

局 長 富 岡 勝	局長補佐 里 見 和 彦
係 長 野 田 昌 伸	主 査 高 橋 綾

○会議に付した事件

- 1 市議第 1 号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第 2 号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

○会議の経過概要

○委員長（佐藤 周君）開会する。

○委員長（佐藤 周君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了しているので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないようお願い。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（佐藤 周君）日程第１、市議第１号 伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び伊東市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○６番（四宮和彦君）まず、２つの条例の一部改正になっていたと思うが、伊東市職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例、それから伊東市職員の育児休業等に関する条例、それぞれ現行の条例下で今までどの程度の適用事例があったのか件数は分かるか。

○職員課長（小澤 剛君）介護や育児について各種休業があるが、今年度について、産前産後休暇は５名が取得している。育児時間は取得者ゼロ、育児休業は現在１５人が取っている。育児短時間勤務については現在３人が適用されている。育児部分休業については４人が適用している。出産補助休暇については５名が適用された。育児参加休暇について、今年度は１名が取っている。介護に入り、介護休暇は現在取得者はゼロである。介護時間も取得者はゼロである。短期介護休暇については今年度１３人が取得している。短期看護休暇はこれまで２１人が取得している状況で、特に今回、介護休暇の改正があったが、ここ数年は取得者はいない状況である。

○６番（四宮和彦君）数としては多いか少ないか、基準が分からないので何とも言えないが、育児に関していうと、条例改正によって対象となる子供の年齢範囲が拡大する。大ざっぱに言って倍ぐらいになる気がするが、そうなれば、当然のことながら、適用事例自体も増えることが想定できると思うが、その辺はどのように見込んでいるのか。

○職員課長（小澤 剛君）今回、適用範囲が３歳に満たない者から小学校就学時期に達するまでと変更したが、この変更については時間外勤務の制限に関わるものが拡大されたところで、それ以外の休暇のほうは特に広がっていないので、現状と変わらない状況が続くようなことだとは想像している。

○６番（四宮和彦君）そうすると、現状と改正後も大して変わらないという話になると、改正の意義がどの辺にあるのかという気もしないでもない。そうであれば、例えば現行でもそうだが、勤務時間の制限や部分休業を取得する職員が出てきた場合、当然その職員の職務代行者がいるはずだと思う。その辺、必要な人員がきちんと確保されているのか。その点はどのように手当てしているのか、その辺はいかがか。

○職員課長（小澤 剛君）現状で申し上げますと、今のところ、補充の会計年度任用職員の制度は設けていない。その課の職員がみんなで負担しながら、カバーしているのが現状である。

○６番（四宮和彦君）引き続き、条文のことも伺いたい。まず、参考書の２４ページ、第１５条の４、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等について規定がなされているが、条文上は任命権者が職員と面談すると定められている。具体的には、任命権者と

いっても市長自身が面談するとも思えない。この辺は具体的には誰が職員と面接をすることになるのか、その辺の運用面はどうなっているのか。

○職員課長（小澤 剛君）介護に伴う休暇の措置については、詳細な説明が必要と考えていることから、原則職員課において対応し、面談を行っている。

○6番（四宮和彦君）職員課が行っているということは、職員課長が行うのか、職員課の担当が行うのか、その辺はいかがか。

○職員課長（小澤 剛君）気楽に相談するということと、担当者レベルのほうが話しやすいため、現状は担当者が対応している。

○6番（四宮和彦君）誰が行うのかという部分もかなり影響するところはあるだろうと思うが、面談に訪れた職員自身がこの制度を利用しようと申請する場合、職員が自由意思のもとに希望する意向をきちんと面談者に伝えられるかどうか心配なところがある。そうした心配もなく、相談ができる体制を取る工夫は、何かしらの形で対応しているのか。

○職員課長（小澤 剛君）先ほども申し上げたが、担当者が対応することにより話しやすいことと、基本的に個室で対応している。さらに庁外職場で直接来られない場合は、メール等でも対応可としているので、そのような形で気楽に相談に乗れる体制は整えている。

○6番（四宮和彦君）続いて25ページの第15条の5について伺いたい。勤務環境の整備に関する措置について3つ規定されているが、これを読むだけだと具体的にどんなことなのか、内容的なものが見えにくい気がする。具体的にどのようなことを実施するか伺いたい。あわせて、これらの措置を実施する場合の予算措置等を含めた整備や実施時期については、いつぐらいを予定しているのか、その辺はいかがか。

○職員課長（小澤 剛君）3つの措置を行っていて、まず1つ目の職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施については、本条例第15条の4の2項に新たに規定した、介護に直面する早い段階での40歳になる職員に対して行う情報提供を研修形式で行いたいと思っている。それに併せ、興味のある方、40歳以外の方でも参加可とし、幅広く介護両立支援制度等について周知を行うことになっている。直属の管理職も相談される機会があるので、管理職の方々についても受講していただければと考えている。2つ目の介護両立支援制度等に関する相談体制の整備については、これまでも行っている。先ほども申し上げたとおり、職員課の担当者が窓口となり、随時気楽に相談ができるようにしている。3つ目のその他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置については、これまでの制度を利用した事例を収集し、その事例を相談してきた職員に情報提供することや、介護両立支援制度の利用促進を図るために方針を策定し、職員に対して公表することを考えている。実施時期については、1つ目の研修については今のところ未定であり、可決後、予定を組んで今年度中には実施したいと考えている。

2つ目については既に対応している。3つ目の措置については、本条例可決後、速やかに取りかかりたいと考えている。また、これらの環境整備については、今のところ、費用をかけずに実施できると認識している。

○6番（四宮和彦君）おおよそ分かった。ただ、今、費用をかけずに行う予定であるとのことだが、例えば1つ目の措置を取ろうとする場合、研修を行うと恐らく専門的な外部からの講師を呼ぶことも必要になる場合が出てくるのではないかと思う。その場合、当然そういったものに対する謝礼等が発生すると思うので、全く予算措置なしでできる制度ではないかと思うが、その辺はどう考えているのか。

○職員課長（小澤 剛君）今のところ制度の説明であり、職員課の担当者、もう一つは介護保険の適用の方法であるので、今後の調整は必要になってくるが、高齢者福祉課の担当者等にも相談しながら、まずは自前で研修を行っていきたい。

○6番（四宮和彦君）もう1点、細かいことを聞くようであるが、例えば研修をどの時間帯でやるのかにもよると思う。例えば勤務時間外に行うという話になれば、当然職員に対して超過勤務手当が発生したりする問題も出てくるのではないか。そういったものは想定していないのか。

○職員課長（小澤 剛君）研修制度として取り扱うので、職免を適用し、勤務時間内に実施できればとは考えている。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第1号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）日程第2、市議第2号 伊東市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○6番（四宮和彦君）最初に、参考書の28ページのところについて伺いたい。第18条の後段について、「市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることが

できる状態に置く措置をとること」が定められている。非常に回りくどい表現であり、この意味が分かりづらいが、これはインターネットを利用してホームページ上で閲覧することができるようにするという事なのか、それとも、本当に字面のごとく、市の事務所に設置された電子計算機のモニターなり、電子計算機とネットワーク接続された事務所内の例えばデジタルサイネージ的なものを通じて市役所内で閲覧するという事なのか、その辺のところを具体的に、どこでどのように閲覧することを想定しているのか伺いたい。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君） 委員質疑の公示送達の部分は、本市のホームページで確認する方法と、もう一つは、掲示板に従前どおり掲示する方法か、今指摘の後段の方法でやるものとされている。当面は、従前どおり本市の公告式条例の規定により、掲示板に掲示する方法によることを想定しているが、改正規定にある税務の公示送達のデジタル化については、本市の公告、公示の方法のデジタル化の対応と併せて進めていく形で考えている。

もう1回説明をし直すと、今回の改正で、ホームページで掲載するのはまず必須になるので、そちらはやらせていただく。それと併せて、掲示場に掲示するか、それか、例えば課税課の窓口でパソコン上で見られる状態にするかという形である。掲示板に貼るのはそのままやっていくが、事務所に機械を置いて提示することは選択制になっているので、そこら辺の部分は市の全体の取組と併せて、どういう形で取り組んでいくかという形で進めていく形になる。ホームページは必須なので、それはやっていく形である。

○6番（四宮和彦君） 今、分かった。要はインターネット、ホームページでも見られるという話は分かったが、公示送達は、住所が不明だったりとか、そういう人宛ての送達方法で非常に例外的なものである。その方が事務所にきてモニターで確認することが実際問題として考え得るのか、その辺はどうなのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君） 委員指摘のとおり、ケースとしては大変まれなケースだと考えているが、民事訴訟法の規定の公示送達等々の改正と併せて、税務のほうにおいても、その部分でデジタル化を進めていくということで理解しているので、まずはホームページ上で、公示送達があった事実を、知ろうと思えば皆さんに知っていただくという形で準備して、その後、掲示板か、掲示板でなければ、担当課のほうで確認いただく形で対応していくことを考えている。

○6番（四宮和彦君） 今、答弁の中でも触れられていたが、そもそも公示送達自体が送達の中でもかなり例外的なレアケースだという気がする。本市において、例えば公示送達が行われる場合は、主に税法上の話だと思うが、これまでに例えば実際に公示送達が行われた事例があるのかどうか、あれば何件ぐらい行われているのか、その辺はどうなのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君） 件数までは把握していないが、例えば納付書を郵送で送

らせていただいたときに、例えば住所を移している方だとか、住民票の住所に実際に住んでいない方がいる。そうすると市役所に戻ってくるため、主にこういうような方たちを対象に公示送達にさせていただいている。

○ **6 番**（四宮和彦君）次に、第 18 条に規定されている、今答弁の中にも含まれていたが、「伊東市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した」というインターネットの話の両方があり、どちらかで閲覧できるようにすることについての解釈であるが、「又は」と言われているので、掲示場への掲示か、インターネットを利用した閲覧可能な表示のいずれか一方を行えば公示送達になるということなのか、それとも、運用上、例えばそれが両方とも、実際には掲示場への掲示とインターネット上の掲示の両方ともやることになるのか、その辺はどうなのか。

○ **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）掲示場の掲示か、市役所の窓口、本市の課税課の窓口でやるというのは選択制である。ただ、従前では掲示場の掲示で済んでいたが、これと併せてホームページ上等々、デジタルの媒体を使って公示送達の情報について発信する形になっているので、今回の改正でホームページ上の掲示は必須になっており、それとは別に掲示場か、市役所の窓口でホームページの内容を見るか、どちらかの選択の形になっている。

○ **6 番**（四宮和彦君）それは例えばどちらか一方に掲示しておけばいいものなのか、その辺は市のほうの判断なのか。

○ **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）これは両方ともやらなくてはいけなくなる。改正で施行された後には、ホームページでの掲示と掲示場の掲示を併せてやっていく。

○ **6 番**（四宮和彦君）それであれば、「又は」ではないと思うが、それはいい。一応両方ともやっていくという話だと思う。

さんざん言っているように、送達が普通は訴状の送達のように、主に裁判所の手続に限定されるものと思っていたが、地方公共団体において送達の手段、手続があるのは、税法上の事務手続に限定される気がしている。確認で伺うが、地方公共団体が行うその他の事務においては送達手続というものは存在しないのか。公示送達に限らず、送達全般としてどうなのか。

○ **総務部次長兼課税課長**（小川直克君）税務に関して言えば、送達自体というのが郵送の送達を想定しているが、なかなか郵送でできない形的时候には公示送達の形を想定している。例えば、送達をもって効力を出す形の事務が税務以外にもあるので、基本的には、税務以外であったとしても、送達の効力を出すといった面で公示送達を行っている事務があると承知している。

○ **6 番**（四宮和彦君）そうすると、今回、税賦課徴収条例のみの改正である。他の送達手続でも、公示送達に関わる部分で改正の対象になるような条例、規則があり得る気がするが、その辺はないのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）公示送達等については、その効力について各法で決めているので、例えば公示送達が必要な事務があれば、各法律の改正を待ってこのような形で審議いただく形になると思っている。

○6番（四宮和彦君）参考書の31ページのところで伺いたいですが、ここでは附則で、加熱式たばこの課税方式見直しに伴うことが規定されているが、これで課税方式が見直されることになれば、本市の税収への影響もあり得ると思うが、この辺はどのように影響を見込んでいるのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）加熱式たばこの課税方式は、現在は重量の要素と価格の要素を1対1の比率で紙巻きたばこの本数に換算している。改正により、今回、重量の要素のみで紙巻きたばこの本数に換算することとなった。この改正により、加熱式たばこは、現在、紙巻きたばこの7割から9割程度の負担であったが、この負担割合が取れることとなる。このため、加熱式たばこの販売量が現在と同じであると仮定した場合に、負担割合が増えた分、増収になるということが考えられている。しかし、地方のたばこ税については、実質的な値上げがないため、今回値上げがなかったことや、今回、税率改正自体は伴ってはいないものの、近年の健康志向の高まりなどもあり、販売量自体が減少傾向にあることは確かであるので、増収になるとは見込んでいるが、その効果自体は限定的になると推測している。

○6番（四宮和彦君）加熱式たばこによる税収が現行どれぐらいあるのか。

○総務部次長兼課税課長（小川直克君）加熱式たばここと紙巻きたばこの割合の統計は取っていないが、厚生労働省の令和5年国民健康・栄養調査報告によると、紙巻きたばここと加熱式たばこの販売比率がおおむね6対4の割合で、全体では紙巻きたばこの販売量が6、加熱式が4という形になっているので、本市の税収において、約5億5,000万円前後と記憶しているが、これの4割程度が加熱式たばこではないかと推測している。

○委員長（佐藤 周君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐藤 周君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第2号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（佐藤 周君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（佐藤 周君）以上をもって日程全部を終了した。

委員会審査報告の案文については正副委員長に一任願う。

○委員長（佐藤 周君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和7年7月1日（火）午前10時24分（会議時間24分）

以上の記録を認める。

令和7年7月1日

委員長 佐 藤 周